

清須市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和6年11月29日

清 須 市 監 査 委 員 黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員 浅 井 泰 三

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

第1 監査を実施した監査委員

黒 川 了 一

浅 井 泰 三

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

(1) 監査の実施期間及び対象部局課・対象期間

①企画部企画政策課、総務部財政課、会計課

対象期間：令和6年4月1日から令和6年7月31日までの所管事務

実施期間：令和6年9月1日から令和6年9月27日まで

②総務部収納課、市民環境部保険年金課、市民環境部産業課、議会事務局
議事調査課

対象期間：令和6年4月1日から令和6年8月31日までの所管事務

実施期間：令和6年10月1日から令和6年10月30日まで

(2) 監査の方法

財務及び経営に関する事務の執行について、各課に共通する収入・支出、契約、補助金交付等の財務事務及び個別の事務における関係書類や監査資料を調査するとともに関係職員より聴取し、事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した範囲において、各所管の事務の執行については適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対して指導を行った。各所管の事務の内容及び監査の結果について主なものは次のとおりである。

1 企画部企画政策課

主な所管の事務は、総合計画の策定及び推進、行政改革、庁議、地域公共交通、市民協働、ふるさと納税、統計、情報システム等に関するものである。

「ふるさと納税寄附受付等業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

2 総務部財政課

主な所管の事務は、財政計画、予算編成、議案調整、例規審査等に関するものである。

「例規集データベース更新業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

3 会計課

主な所管の事務は、市の出納、決算に関する会計事務である。

「総合収納システム業務委託」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

4 総務部収納課

主な所管の事務は、市税等の収納に関するものである。

「預貯金等照会システム利用契約」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

5 市民環境部保険年金課

主な所管の事務は、国民健康保険、医療年金、特定健康診査、特定保健指導等に関するものである。

「国民健康保険マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修業務委託」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

6 市民環境部産業課

主な所管の事務は、農政、食育推進、商工観光等に関するものである。

「清洲城管理（運営管理・受付・清掃及び文化広場除草）委託業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金、補助金及び交付金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

7 議会事務局議事調査課

主な所管の事務は、市議会の運営に関することである。

「市議会タブレット端末等貸借業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び交付金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

第5 監査のまとめ

他の事務も含め、各種規則、規程、要綱等に基づく基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務の執行に努められるよう求める。